# 第 6 回 那賀5町合併協議会会議録

開会 平成16年8月26日(木)

閉会 平成16年8月26日(木)

那賀5町合併協議会

	第 6 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引				
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数			
	開会	P 3			
	会長挨拶	P 3			
	会議録署名委員の指名	P 3			
報告第 22 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	P 3			
報告第 23 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議結果について	P 5			
報告第 24 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	P 6			
協議第4号の1	新市の名称について	P 7			
協議第6号の1	新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて	P 7			
協議第 18 号の 1	国民健康保険事業の取扱いについて	P 15			
協議第 19 号の 1	介護保険事業の取扱いについて	P 17			
協議第 20 号の 1	消防団の取扱いについて	P 18			
協議第 21 号の 1	行政区の取扱いについて	P 18			
協議第 22 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	P 19			
協議第 23 号	一部事務組合等の取扱いについて	P 19			
協議第 24 号	公共的団体等の取扱いについて	P 22			
協議第 25 号	各種事務事業(広報広聴関係事業)の取扱いについて	P 24			
協議第 26 号	各種事務事業(防災関係事業)の取扱いについて	P 24			
協議第 27 号	各種事務事業(保育事業)の取扱いについて	P 25			
協議第 28 号	各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて	P 25			
協議第 29 号	各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて	P 26			
協議第 30 号	各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて	P 27			
協議第 31 号	各種事務事業(社会福祉事業)の取扱いについて	P 27			
協議第 32 号	各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いについて	P 28			
協議第 33 号	各種事務事業(交通・防犯)の取扱いについて	P 28			
協議第 34 号	各種事務事業(人権施策)の取扱いについて	P 29			
	次回協議会の開催について	P 29			
	その他				
	閉会				

第	6 回	那了	賀 5	囲丁	合	併	協	議	会	会議	録				
開催年月日	平成 1	6年8	8月2	6日	(木	)									
開催場所	間催場所 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール														
開会及び閉会時間	開会	午往	复1時	3 0 2	分				閉会	午	後	時	分	ì	
会議録署名委員	木戸	昌	明		田	村	美代	子	諺	長		服	部		_
	委	員	氏 :	名		出	欠		į	委員	氏	名			出欠
	会 長	服	部	-	_			委	員	原		延	治		
出席並びに欠席委員	副会長	中	村 ′	慎 i	司			委	員	黒	田	七	郎		×
	副会長	大	森	道	<u>夫</u>			委	員	仮	屋	肇	昇		
	委 員	根	来		±			委		岡	田	邦	夫		
	委 員	藤			宏			委		藤	田		代子		
山 <u></u>	委 員	木			明			委		山	下	忠	男		
出席 35名	委 員	榎	本	喜	之			委		千	田		弘		
欠席 1名 	委 員	奥			司			委		山	畄	年	文		
	委 員	上			_			委		宇	田		寛		
	委 員	南			子			委		津	田	愛	珂		
	委 員	増			郭			委		西	平	美	和		
   凡例	委 員	高	橋 ·		E			委		武	部	善善	次		
出席	委 員	杉	原		勲			委		高	田	英	亮		
× 欠席	委 員	松			雄			委		竹	村	広	明		
N XMIS	委 員	大		羊太臣				委		松	浦		猛		
	委 員	柳			代			委		河	上	泰	Ξ		
	委 員	東			<del>兒</del>			委		田田	村		代子		
	委 員	丸			欠	<u> </u>		委		堂	本	正	秀		
	打田田		総務課Ⅰ				利	明		三		城			
	粉河田		浴務課 <del>[</del>				康	夫		≧画課長		富	松		甚 和
合併協議会幹事	那賀田		三画室		中		裕	亮		8務課長 ———		鈴	木		<b>基本</b>
	桃山田		<b>浴務課</b>				俊	和		三画室長		吉	田		靖
	貴志川町		総務課 <del>【</del>			村		武	企四	情報課	長	西	)		繁
和歌山県関係	那賀郡町				南		貫	児	1.1.1	D / / + -					
		行政部			南	<u>П</u>	勝	彦		找行政課 	長	稲			<u>信</u>
	事務局		黒					1	補	<u>佐</u>		浅	野	徳	彦
	次	長	奥						補	佐		乾		<u>浩</u>	<u>_</u>
	参	与	小			<u>ナ</u>			補	佐		栗	本	宗	彦
合併協議会	総務課		栗						係	長		嶋	田	雅	文
事務局	調整課		狭						係	長		松	<u>井</u>	孝	作
	計画課		岩						<u>係</u>	長		<u>中</u>	村	<b>Д</b> П	健
	補	佐	今					1	主	事		國	部	毅	聡
		佐	半			_		1 <del>=</del>							
関係課長	打田	ĦJ	農林			Ц				<b>エ</b> ル マト	, ≟⊞ ⊏	<u> </u>	<u>_</u>		<b>手</b> 四
	貴志川町			険課√ 祉課√		<b>夕</b>	日	雅		根務 健康対	新課長 1 策調		· 東 米	田	秀明 弘央
 会議の経過	別紙のと	おり	TH	工師工	×	1 н	נו -	।र्च	我	(左/永入)	× 17	N LX	<i>→</i>	щ	JA /
*															

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

皆さん、こんにちは。

開会少し前でございますが、ただいまより第6回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様で本日の資料をお持ちで ない方は、事務局までお申し出ください。

ございませんか。

それでは、会議次第2の会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上 げます。

また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行をよろしくお願い いたします。

#### 会長(服部 一)

どうも皆さんご苦労さんでございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ことのほか猛威を振るっておりました夏も、台風の襲来と共に、まだまだ残暑厳 しい折ではありますけれども、秋風がさわやかな季節に入ってまいりました。委員 の皆さん方にはそれぞれの分野でご活躍いただいておることに敬意を表したいと思 います。

本日、第6回の協議会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中、ご 出席をいただきまして本当にありがとうございます。

会議を重ねるごとに小委員会等で協議・調整をいただきまして、合併に向けまして着々と進んでいただいていることにつきまして、厚くお礼と感謝を申し上げたいと思います。

なお、今回からは、今までの協定項目の調整方針(案)はもとより、数多くの事務事業における調整方針(案)を提案させていただいております。そのため、少し本日、協議に長い時間を費やすことになろうと思います。休憩をはさみましてご協議をいただきたいとこのように考えております。どうぞひとつ議事がスムーズに進みますようにご協力方お願いを申し上げまして、開会に当たってご挨拶とさせていただきます。

### 議長(会長 服 部 一)

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

ただいまの出席委員は、35名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ており本日の会議は成立しておりますことをまずもってご報告申し上げます。

なお、黒田委員より欠席の旨連絡をいただいております。

次に、会議次第第3の「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定によりまして 議長が指名することになっておりますので、木戸委員さんと田村委員さんによろし くお願い申し上げます。

次に、会議次第4の(1)、報告事項に入ります。

まず、報告第22号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」報告・説明をいただきたいと思います。委員長、どうぞ。

#### 山下委員長

お手元に資料を用意いたしておりますが、新市の事務所の位置等小委員会の結果 につきましてご報告申し上げます。

第5回新市の事務所の位置等小委員会の結果について、以下ご報告申し上げます。 会議開催状況でございますが、平成16年8月17日火曜日、午後1時30分か ら当ふるさとセンターで開催いたしました。出席委員は全員でございました。

主な協議・決定・確認事項でありますが、まず新市の名称の選定方法に関することにつきまして、これまでそれぞれ応募いただきましたが、協議が終了いたしましたので、後ほど別冊にて協議結果の報告で、報告を終わりたいと思います。

次に、事務所の位置の選定に関することについてでありますが、確認事項といたしまして、新市の本庁舎建設については、新市建設計画に盛り込み、財政事情等を勘案しながら、合併特例債を活用し、合併後10年以内に建設することを確認いたしました。早くというのではなくて、ぎりぎりのところで建設しようとこういうことで委員の合意を得ました。

それでは、別冊にご用意しました新市の事務所の位置等検討小委員会の協議結果 の新市の名称について1ページをご覧をいただきたいと思います。

新市の名称につきましては、平成16年3月30日に開催されました第1回那賀 5町合併協議会におきまして、「新市の名称について」付託を受け、これまで4回の 会議を重ね協議をいたしました。

4月9日に開催された第1回小委員会では、新市にふさわしい名称を那賀郡5町に在住、在勤、在学している方を対象として一般公募により募集し、応募作品の中から5点程度選定の上、協議会へ提案することに決定いたしました。

新市の名称の公募につきましては、募集要領、選定基準等を審議決定し、6月1日から7月15日の間で公募を行い、その結果、2,416件、643作品の応募がございました。

公募締め切り後、小委員会の各委員は、応募された名称の中から選定基準に基づき、それぞれ名称候補5作品以内を選定し、20候補に絞られました。

8月17日に開催された第5回小委員会において、絞られた20候補の中から5 作品を選定する協議を行いました。その結果、選定委員数の多い順で紀の川市、紀 の里市、那賀市、紀北市、きのかわ市を選定することを決定し、協議会へ選定理由 を付して提案することを確認いたしました。

なお、表記の違う名称は、応募者の意思を尊重し異なる名称として取り扱うこと にいたしました。

また、懸賞贈呈者の決定方法等について協議し、名付け親大賞、名付け親賞、アイデア賞の決定方法、各賞の決定時期、発表、贈呈についてそれぞれ確認いたしました。

以上の結果、那賀5町合併協議会から付託された「新市の名称について」新市の 事務所の位置等検討小委員会での審議を終了いたしましたので、ここに報告いたし ます。平成16年8月26日。

以上でありますが、「新市の名称について」は報告書のとおり、小委員会、当委員会としては一般公募の中から5作品を選定いたしました。本日、各委員の選定理由を付して提案されますのでよろしく協議の上、ご決定をお願いしたい次第であります。

また、懸賞贈呈者の決定方法等につきましてを、本日この協議会で協議していた だきたいと考えます。議長の方でどうかよろしくお取り計らいをいただくようお願 い申し上げまして、委員長の報告を終わります。以上です。

議長(会長 服部 一)

委員長さん、ご苦労さまでございました。

山下委員長から詳しくご報告をいただきましたけれども、報告の中で、この後提案させていただきます協議第4号の1「新市の名称について」の関連事項で、懸賞

贈呈者決定方法については、本日の協議会においてご審議をいただきまして、意見がまとまればご確認いただきたいというご提案がございましたが、この提案につきましては後ほどご審議いただくことにいたしまして、ただいまの委員長の報告に対して何かご質問なりご意見ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

議長(会長 服 部 一) 榎本委員長 ないようでございますので、次に、報告第23号の「新市の議会議員の定数及び 任期検討小委員会での協議結果報告について」委員長より報告・説明願います。

協議結果をご報告させていただきますが、その前に、7月29日、8月17日、それぞれ第5回、第6回小委員会を開催いたしましたことをまずもってご報告させていただきます。また、その協議内容につきましては、協議結果報告に含めて報告させていただきますので了承いただきたいと存じます。

それでは、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議結果報告をいたします。

本小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回合併協議会におきまして「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」付託を受けました。

以来、平成16年4月9日の第1回小委員会から8月17日まで6回にわたり協議をいたしました。

第1回小委員会におきまして、正副委員長を選出、小委員会運営方針の確認、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて協議。

第2回小委員会。小委員会全体のスケジュールを確認。その中で8月の小委員会 で付託事項について最終結論を出すことになりました。

地方自治法及び公職選挙法の原則、合併特例法第6条、第7条のいずれの制度を 適用するか協議。

第3回小委員会。原則を適用することを決定。

第4回。議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議。

第5回。議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議。

第6回。議員定数及び選挙区について決定。

以上、協議を重ねた結果、当小委員会の結論として「新市の議会議員の定数及び 任期の取扱いについて」は、以下のように決定されました。

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の 規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、 新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。
- (2) 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人と する。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。
- (3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

なお、選挙区を設けるか否かの協議において、新市の議員が地域全体を十分把握できないことや、地域住民の生の声が反映されるよう第1回目の選挙についてのみ選挙区を設けるべきであるという少数意見もありました。

以上、委員長報告といたします。

平成16年8月26日。新市議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長、榎本 喜之。

なお、委員長として、皆様方にご同意をいただけるならば、この後提案されます協議第6号の1議会議員の定数及び任期の取扱いについての調整方針(案)につきましては、本日、この協議会でご審議いただき、ご確認いただければと考えます。

また、ご確認いただければ、私ども小委員会の任務は全て終了することになりま すので、本日をもって解散させていただくことも併せてご審議賜りたいと存じます。 議長の方でどうかよろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げまして、委員 長報告といたします。

議長(会長 服 部 一)

どうもご苦労さまでございました。

榎本委員長から小委員会での報告がございました。この後、提案させていただき ます協議第6号の1「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、本日 の協議会においてご審議、ご確認をいただきたいと思います。

なお、委員長の報告にもありましたように、精力的に協議を重ねていただきまし て、小委員会の任務を終了されたということで、本日をもって閉じさせていただき たいというご提案がございましたが、この提案につきましては、後ほど皆さん方に ご審議いただくことといたしまして、委員長の報告に対してご意見なりご質問ござ いませんか。

(「なし。」の声あり。)

議長(会長 服

特にないようでございますので、次に報告第24号「新市建設計画策定検討小委 員会での協議状況について」説明・報告を願います。

私の方から第6回の新市建設計画策定検討小委員会のご報告を申し上げます。

去る8月18日水曜日午後1時30分より、打田町保健福祉センターで開催をい たしました。第6回新市建設計画策定検討小委員会の協議の内容についてご報告を いたします。

前回の小委員会において、基本計画の中核部分である新市のまちづくり施策、主 要事業、第3章の取りまとめ方法、協議方法についての方針が確認できましたので、 今回、新市で実施する必要があると思われる事業の内容について協議を行いました。

新市のまちづくり施策、主要事業は、前回もご報告申し上げましたとおり、都市 基盤の整備、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、環境の保全と創造、教育・ 文化の振興、産業の振興、連携・交流と自治・協働の促進、それから最後に行財政 運営の効率化と8つの項目に分けてまとめていく予定でございますが、各委員の皆 様方から公共交通の整備、河川改修事業、学校教育のあり方など、施策の方向性、 具体的な主要事業について多くの意見が出されました。こうした意見を踏まえ、次 回の小委員会でさらに協議を深め、建設計画に盛り込む事業を固めていきたいと考 えております。

また、建設計画に盛り込む事項として、市町村合併特例法第5条第1項に合併市 町村及び和歌山県が実施する根幹となるべき事業を明記する旨の規定があります。 県事業については、県協議の中心的な事項でありますが、当初は新市のまちづくり 施策、主要事業に市の事業と一緒に盛り込んでいく予定でありましたが、県事業に かかる分野が限定されることから、新たに1章を設け記載することや、公共的施設 の整備方針についても事務局から提案があり、内容等について継続して審議してい くことになっています。

以上で、第6回の「新市建設計画策定検討小委員会の協議状況について」のご報 告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

ご苦労さまでございました。

ただいま丸井委員長より小委員会での報告がございました。委員長の報告に対し て何かご意見なりご質問ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

部 一) 丸井委員長

議長

### 議長(会長 服 部 一)

ないようでございますので、次に、(2)の協議事項に入らせていただきます。先ほども申しましたように、協議第4号の1「新市の名称について」を議題として事務局から説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第4号の1「新市の名称について」ご説明を申し上げます。本日配布させていただきました協議第4号の1の資料をご覧ください。まず1ページであります。

「新市の名称について」は、第1回の協議会において新市の事務所の位置等検討 小委員会へ付託する旨のご確認をいただいております。その後、5町の住民に対し、新市の名称募集を行った後、小委員会の各委員に応募一覧の中から5点以内を選定していただく第一次選定、それを元に協議会へ提案する名称候補5点を選定する委員会による最終選定を経て、そこに書かせていただいていますとおり、「紀の川市」「紀の里市」、「那賀市」、「紀北市」、ひらがなの「きのかわ市」の5点をここに提案させていただいております。この5点について、委員の皆様方で十分ご協議いただき、新市の名称を決定していただきたいと存じます。

次に、別添資料の4ページをご覧ください。新市の名称募集による懸賞贈呈者の 決定につきましては、次回の協議会で新市の名称をご決定いただいた後、名付け親 大賞1名については、会長に応募はがきの中から抽選をしていただき、名付け親賞 10名については、副会長お二人に応募はがきの中から各5点を抽選していただき たいと考えております。アイデア賞につきましては、決定に時間を要するため、1 0月に開催されます新市の事務所の位置等検討小委員会において、名付け親大賞及 び名付け親賞の代表にならなかった作品の中から20作品を選考させていただき、 10月の協議会において報告させていただきたいと考えております。

以上で、協議第4号の1「新市の名称について」の説明を終わります。

# 議長(会長 服部 一)

事務局より「新市の名称について」、及びそれに伴います懸賞贈呈者決定方法についての説明がありましたが、新市の名称については次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。

まず、事務局の「新市の名称について」の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。

#### (「なし。」の声あり。)

### 議長(会長 服部 一)

ないようですので、次に事務局より説明がありました懸賞贈呈者決定方法については、本日ご審議をいただきまして意見がまとまれば決定いただくということで、 委員の皆さんにお諮りいたしたいと思います。

このことについて、何かご意見ございませんか。本日決めるということについて何かございませんか。

#### (「なし。」の声あり。)

### 議長(会長 服 部 一)

ないようですので、この件については本日ご審議いただいて決定することにご異議ないということでございますので、ただいまの説明に対してご質問ご意見はございませんか。

#### (「なし。」の声あり。)

# 議長(会長 服部 一)

ないようですので、異議なしと認めまして、懸賞贈呈者決定方法については、事 務局案どおり決定をされました。

次に、協議第6号の1「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、 先ほど榎本委員長からご提案をいただきましたように、本日の協議会においてご審 議をいただきまして意見がまとまれば確認いただくということについて、委員の皆 さんにお諮りしたいと思います。 今申しましたことについて何かご意見ございませんか。

ないようでございますので、この件については本日ご審議をいただきまして。

原委員

先ほどの委員長の報告ではですね、定数は26名にすると。ただし、新市設置後 の最初の選挙は30人にするとこういうことですが、法定定数は26と。第一回目 の選挙だけ30と、こういうところにどんな意味があってその30人になったのか ですね。それと30人にするところの効果が何があるのか、ちょっと委員長さんに お尋ねしたいと思います。

議長(会長 服 部 一)

委員長。

榎本委員長

今これを議題として出すのかどうかの議論の場だと思うんですけれども、今の質 問にお答えしてよろしいでしょうか。

議長(会長 服 部 一)

榎本委員長

委員長報告に対しての質疑が終わっているので、事務局からの答弁の方がいいと 思うんですけれども。

今、議題としてのせるかどうかの質疑の時間だと思うんですよ。内容についての 質疑はこの後だと思うんですけれども、今お答えしてよろしいですかということな んですけども。

議長(会長 服 部 一) 原委員

後ほどでいいですか。

あのね、先ほど委員長の報告では後ほど議題にのせていただきますと。それで今 日は決定するとこういうことでしたんで、委員長報告についてお尋ねをしていなか ったんですが、まず、議題にのせる前に、今日は何で急に報告した後に同日に決め なくてはいけないのかなということと、26を30にしたことと併せて伺いたいな とこういうことなんです。

議長(会長 服 部 一) 榎本委員長

委員の質問に対して、一応これについて先に解決したいと思います。委員長より ご答弁なり説明をいただきます。

今のご質問に委員長としてお答えさせていただきます。

当委員会といたしましては、一番最初よりスケジュールを決定していこうと。そ の内容につきましては、打田町及び桃山町については本年9月に町議会議員の選挙 が執行されると。それまで結論が出せればよいのではないかという委員の皆様等の 意見などから、スケジュール案もまず確認をいただきまして、そのスケジュールに 基づいてできる限り進めていこうということで委員会の方を進めさせていただきま した。

それと、定数の人数についてですけれども、まず、26人という人数の決定に至 った経過ですけれども、各委員さんからそれぞれ数字についてはいろいろなご意見 が出てまいりました。その中で当委員会、私の方針と言いますか、委員会の中でで きうるならば多数決での決定方法ではなしに、全員一致の意見として協議会の方に 提案させていただきたいと、そういう方向を持っておりましたので、委員会の方で 協議をして定数、数字的に折り合うところをまず見つけなければならないなと。全 員が納得できる数字でということで30人ではだめという委員さんもありますし、 20何人では少なすぎるという委員さんもありましたけれども、委員会の方におき まして、委員長提案で一たん出していただいたらどうかということで私の方から定 数26人ということを提案させていただきました。

それと、ただし書きについてなんですけれども、「ただし、第1回目の選挙につい

て30人とする」というただし書きがついている部分なんですけれども、この部分につきましては、各委員さんの意見の中に合併するにあたり、やっぱり町民の声が聞こえにくくなるのではないか。やっぱり合併するにあたり町民の意思をくむために、まず最初には30人ぐらいは必要ではないかということで、第1回目は30人というふうに町民の意見をくむためにまず最初の選挙だけは30人でいってはどうかということで、併せて委員長の方からの提案という形で委員会に提案させていただき、皆さんにご確認いただき決定していただきましたので、全会一致ということで本日の協議会に提案させていただきました。以上でございます。

議長(会長 服 部 一) 原委員 原委員どうですか。

議長(会長 服部 一)

十分内容はよくわかりせんが、議題にのせていただいてですね、それからまた改めて質問させていただくとこういうことにさせていただきたいと思います。

では、この件につきましては、本日ご審議をいただきまして、意見がまとまれば 確認をいただくということで続けさせていただいてよろしゅうございますか。

では、この新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、本日の協議会に おいてご審議をいただきまして、意見がまとまれば確認をいただくということにい たします。

では、調整方針について事務局より説明してください。

事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第6号の1「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料の7ページをお開きください。

「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」も、第1回協議会において新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会へ付託する旨のご確認をいただいております。「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、関係法令、合併の効果、地域間の均衡等の配慮など、総合的に考慮し、十分な審議をつくし、委員会としての結論をいただきました。調整方針(案)といたしまして、一つ目に、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行います。二つ目として、地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は26人とする。ただし、新市の設置後、最初に行われる選挙に限り30人といたします。三つ目として、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けないという調整方針(案)でございます。

以上で、協議第6号の1「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」の 説明を終ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長 服 部 一) 原委員 事務局より「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」の説明がございました。この件に関してご質問、ご意見ございますか。

先ほどもちょっと触れていますけれども、定数を26と。第1回目に限り30と、こういうことの小委員会での意見の一致をもって今日はご提案されたということでございますけれども。私はこの市町村合併の基本というのは、先ほども建設委員会の委員長の報告にもありましたが、基本的には幾つか理由がありますが、やはり最大の要因というのは、財政を立て直すということが基本であろうと、こう思うんです。

そういう中で定数の26はいいと思うんですが、それをわざわざ1回目だけ30にするというところは、先ほどの委員長の報告の中でも少し触れられておりましたが、それでは僕は十分住民に納得してもらえるということには至らないのではない

かというふうに思うんですよ。末端までの声を吸い上げるためにというような理由が申されておりましたが、それであれば、やはり過疎地の意見を吸い上げるということが基本になろうと思うんですが、そうであればやはり選挙区を設置するのも必要ではないかなという意見も反面出てくると。私は基本的には大選挙区で26名がいいと個人的には思っておりますが、先ほどのような意見を聞いていますと、小選挙区制もあってしかるべきではないかというふうに思うんです。

そうしますと、大選挙区でいいとするならば、なぜ30にしなければならないの か。小数の意見を反映できる過疎地では必ず選挙は強いとは言い切れないと。そこ から市会議員を出すことは可能、率は低いというふうに思うんですよ。そうすると 定数を増やした意味がない。どちらかと言えば現職の議員さんに有利に計らいをし たことのようにすら受け止められる部分もあるのではないかと。私は率直にそう感 じるわけです。ですから、この問題については十分議論をして、住民に納得をして もらえるような形をとるべきではないかと。過疎山村は非常に面積も広い、国土保 全という意味からいえば当然のことながら目配りが大変必要な地域であると、にも 関わらず、そこからはなかなか議員を出せない状況が現実にあると。そういうこと を踏まえるならば、先ほどの委員長の説明では十分納得いきにくいのではないかと いうふうに私は感じるんです。ですから、この問題については地方行政の構造改革 という観点から、財政の再建という観点から、もっともっと議員自らが。私はまだ 2.6でも多いと思っておりますが、本当に範を示して住民に不便さを与えるわけで すから、当然のことながら議員自らも身を切って姿勢を正すべきだと。それが本来 合併の基本にならなくてはならない。私はそう考えております。そういう観点から 考えていきますと、今説明を受けたようなことでは、少し私は個人的には納得のい きにくい部分もあるし、この36名の委員さんの中でも同様のご意見の方もあろう かと思います。

この問題については、直接住民の声を市制に反映しなくてはならないといった重要な任務を負う議員定数を決めるわけですから、皆さんのご意見を伺っていただきながら、慎重に協議を願いたいとこう思う次第であります。

### 議長(会長 服 部 一)

原委員からの質問、要望がございました。委員長の報告のありましたように、小委員会として数、会議を重ねて慎重にご審議をいただきまして、意のあるところが、結果が出たということでご了解いただければ小委員会の解散というところまで今委員長の報告がございました。で、それぞれ町民を代表する皆さん方の中から小委員会のメンバーの選出をされておりますことも含めまして、他の皆さん方からのご意見を伺いたいと思います。

まず、委員長どうぞ。

#### 榎本委員長

協議事項に上げていただいて、協議事項ということですので、一委員として意見 を言わさせていただきます。

小委員会に出ていたわけですから、小委員会の内容も少し入ってまいりますけれども、私個人の考えとしましては、新しい市の議員は新しい市全部、全体すべてを見渡せる議員さんがなるべきであって、そういう議員さんが選ばれて当選してくると考えております。また、そういう議員でなければ、ある特定地域だけを考えているような議員さんでは私はなってはならないと思うんです。議員とはそういうものではないと考えております。その観点から、過疎地域等と先ほど申されておりましたけれども、那賀5町をある程度見ましても今の旧町村単位を主としてやっぱりどうしても考えますけれども、そうしますと、そんなに私は差がないように思います。

人口差はありますけれども。新市としての過疎地域という形で考えますと、そんなにないように思います。実質、私の住んでいるところは山の中でございまして、そこから見ると那賀町の名手とか桃山町の方でも全然町であるなと。タバコーつ買いに行くのでもものすごい遠いところに私は住んでいますので、町で見ますとそうですけれども、地域的に見ますと一部そういう地域と考えられる地域もあると思いますが、選挙区の設置については旧町単位でしか置くことができないように今回なっておりましたので、それでは選挙区はない方がいいのではないかと私自身は考えております。

また、定数についてですけれども、私個人の考え方でも24名程度、そこからスタートして徐々に新市、周りの同じような人口を全国的に見ましても、もっと議員さんの数が少ないようでございます。隣の岩出町の方では、今現在の18名のまま新市に移行するというふうなこともお伺いしております。そう思いますと、24名でも私は多いかなという意見は自分自身では持っておりますが、私が委員会に出ていたときの立場で申しますと、各委員さん、私を含め10名の委員さんがおりまして、その10名の委員さんの中からいろいろなご意見をいただき、その中で意見集約という形で今回の提案をさせていただきました。そういうことでございます。

議長(会長 服 部 一) 根来委員

この件については、議論をつくしていただきまして、最終、採決をいたしたいと 思いますけれども、他にご意見はございませんか。

私はこの件について私見と申しますが、意見を申し上げたいと思うんですが、合併特例法には定数特例あるいは在任特例という特例がございます。これも合併を促進するための特例として法律で認められたものでありますけれども、那賀5町の特に議員さんを中心として、いろいろな議論の中で特例は適用しないとこういう決定をされているわけでございますので、その点、十分にこの合併の趣旨、理念というものを反映した中で議論をされたなというふうに私は理解をしておりますので。私もこの提案に対する考えとさせていただきます。以上です。

議長(会長 服 部 一) 原委員 他にございませんか。

まず委員長さんが個人的には24でもいいんだとこういうふうなご意見でした。 それが30になったということは、地域住民の生の声が反映されるような1回目に ついてはというふうにここで文言で表示されている部分があります。それは選挙区 を設置するというところにつなげているわけですが、そういうことも加味されて2 6から30へ定数を増やしたのかなというふうにも受けとれます。

それと、今打田の町長さんが申し上げられたことなんですが、在任特例は適用しない、あるいは定数特例は適用しない、だからこういう調整方針(案)でよかろうとこういうご意見でありますが、私はもうもともと在任特例とか定数特例はこれは適用すべきではないと。当然のことながら住民の痛みを知りながら合併するわけですから、それはあってはならないことで、それは当然のことだと私はそう思っております。したがって、それとこの定数が今まで私の側聞しておったところの24から6ぐらいの間が30になったということは選挙区を設置しないということの中でのいわゆる地域住民の生の声というのは私は一定過疎地域を指しておるというふうに理解しても大きな間違いがないのではないかなと、こう思ってそういう表現の仕方をさせていただきました。

そういうことですから、私は30に増やしてどんな効果があるのかなと。4人増やすことによってどんな効果があるのかなということに疑問を一つは持っておるわ

けです。

そのことも踏まえてこれから議論をしていただけたらありがたいなと思います。 別に私は30に対して反対というのではないんですけれども、疑問を感じています からお尋ねを申し上げているとこういうことでございますので、十分ご説明があれ ばありがたいとこう思っております。

議長(会長 服 部 一) 質疑、ご意見をいただくということの中で、ご意見をいただいているわけですけれども、これに対して質疑がなかったら一度討論をしていただいたらと思いますので、提案した経緯について反対の方の討論ございますか。

原委員

僕は疑問に思っておりますので、ちょっと説明願いたいと僕は申し上げているわけですから、こういうところをやはりきちっと説明していただかんことには、それを議論しないで反対討論とか賛成討論とか言いますと、それは賛成討論はしやすいかもわかりませんが、反対討論はなかなかしにくいと思いますよ。

ですから、きちっとした、なぜ26がなぜ30になったかということをきちっとした説明をいただいて、そこで反対、賛成の判断ができるのであって、今の状況の中で反対、賛成の判断をしなさいとこう言われても多少私は無理があると思います。

議長(会長 服 部 一) これ、事務局から提案が出ましたので、事務局どうですか。

しばらく休憩します。

( 休憩 午後 2時15分 ) ( 再開 午後 2時22分 )

議長(会長 服 部 一) 協議会の再開をします。

引き続いて会議を開きます。

先ほどの原委員さんの質問に対して、事務局の答弁を求めましたが、事務局は提案しておりまして、調整の立場でございますので、原委員の質問を踏まえまして榎本委員長より小委員会の内容、効果等についてお答えをいただきたいとこのように思います。

榎本委員長

まずもって小委員会での協議内容についてもっと詳しく説明していればよかった と思いますので、もう少し委員会での協議の内容についてご説明させていただきた いと思います。

私ども委員会が10名の委員さん、議会の代表5人、5号委員さんが5人という 形で委員会を構成させていただいておりまして、その中で各委員さん、議員さんに おかれましては議会の代表的な立場で出席をしていただいているというふうに認識 し、各議会を取りまとめて委員会で報告していただいているというふうに考え、委 員会を進めてまいりました。

その中で、30人の法定数、上限一杯欲しいという委員さん、また議会の決定された町もございますし、またもっと今回の法定数、定数26よりもっと少ない数字を上げてこられた町または委員さんもおられました。その中で先ほども申しましたとおり、議決でという形ではなく全会一致で持っていきたいということで何度も協議を重ねたわけなんですけれども。まずもって、定数は財政的に見たら30人というのはふさわしいのかという意見を出された委員さんもございますし、町民の声が届く、届かないという議論からやっぱり30人上限一杯欲しいという意見もございました。その中で、やはり財政的に見ても今回の合併の趣旨から考えても、財政的なことがあるから上限一杯使うのはどうかという意見もありましたので、皆さんの中から数字的には30名よりも少なく、なるべく少なくもっていきたいという形で10人の委員さんの一致のもとで26人という形になりました。

今、原委員さんが言われているただし書き以降の部分につきまして、本来でありますと、ただし書き以降はいらないと私も考えておりましたが、各委員さん方から、やはり合併の動乱の中で、まず最初の1回目ぐらいは法定数いっぱいの人数で議員さんを出していって欲しいと。その他の特例等は使いたくないと。だったら最初の動乱のときに限っては30人はして欲しいという討論、考え方の方もおられまして、その中でただし書き以降の部分について、今回付いた状態での報告ということをさせていただきました。

各町議会からの代表者という形で皆さん出席していただき、個人として、また代表としての両方の意見を聞きながらの委員会の進め方をさせていただいたと考えております。その結果で出させていただいた定数26人、ただし書きが第一回目の選挙に限り30人という形の結論を見出したということでございます。以上です。

何度もすみません。

26ということで委員会では一時決定してあったけれども、このただし書きにあるような内容も含めて30にしたと。いわゆる妥協案として30が出てきたというふうに受け止めてよろしいですか。

26と決定した後に30というのではなく、私の方からこの2番にあります議員の定数は26人とする。ただし、第1回目に限り30人とするという、そこまでをすべて提案させていただき、委員長提案ということで提案させていただき、それの審議を問うて全会一致で決定させていただきました。それまでの協議の内容については、各委員さん、参加された中で、委員会の中で喧々諤々と協議を進めておりましたので、その内容等については委員会の議事録をご覧いただいてもわかると思います。多数のご意見、いろいろなご意見をいただいた中で、調整的に委員会の中として一致できる案を出させていただいた。妥協と言いますと、誰かが何か物を譲ったというような形になり、受け取られますけれども、調整方針としてこれが今のところ委員会の中では最善の方法であるとそういうふうに考えて提案させていただきました。以上です。

委員長、さっき委員長は財政的な面から考えると26で十分だというふうな考えをご披露されたわけなんです。その後、このただし書きの部分の意見があって、定数いっぱいでどうやと、して欲しいという議会の代表の意見があってとこういうお話しでしたから、私は妥協ですかと申し上げたので、基本的にはやはり地方財政を確立しようと、地方行政の構造改革をしようと。そして財政を立て直そうと、こういうのが基本的な市町村合併の促進につながっているわけですから、そういう気持ちで本当に我々議員が審議するならば、26で押し切ってもよろしいし、そうあるべきが私は当然の姿だと思うんです。

で、30にした根拠というのは、して欲しいという議員があったからしたというのであれば妥協としか私は受けとれない。数字的にどういう、あるいは効果的にどういうものがあるのかということがきっちり示されたら私は30でも結構ですよ。しかし、それは妥協であってはいけないというのが私の考え方なんです。ですから、もうこれ以上は申しません。

そして議長さんに一言だけ申し上げておきますが、私は反対でもありません、何でもありません。意見を言うことはやはり聞いていただきたい。早く結論を出すということにするんではなしに、十分議論をした上で決定をしていただけたら結構です。意見を言うことは反対ではないということをこの会場の皆さんもよくご承知をいただきたいとこう思います。

原委員

榎本委員長

原委員

できれば30にした数字的な根拠、あるいは効果がこうあるよという根拠を示し ていただければそれで私は十分結構です。

議長(会長 服 部 一)

山下委員。

山下委員

原委員のご意見、これは協議ですから十分わかります。しかし、私は評価するの に、この小委員会の決定は私は高く評価しています。全国の市町村の合併に関する 議員定数、選挙区の問題は、この那賀5町のようにスムーズにいっているところは、 私は平均して少ないと思います。それだけ各委員が、議会の選出の委員も含めてす ばらしい決定をしてくれたと。したがって、今の原委員の議論もわかりますが、調 整されたこの委員会の決定を私は尊重して、定数30ということは早く言って、た だし次回からこうというふうに表現を逆にしても解釈はできるのではないかと思い ますので、その辺の議論をしながらも、もうこれ以上議論しても私は委員会の決定 を原委員にもお願いしたいんですけれども。議論しても大体よう似た議論が出て、 調整案については賛同したいと。と同時にこの決定は相当意味をなす決定であると いうことを皆さんが認識されるのがいいんじゃないですか。中身も大事ですけれど も、決定されたということは尊重したいと。結論だけそれだけ申し上げます。以上 です。

議長(会長 服 部 一) 榎本委員長

はい、どうぞ。

もう一点だけなんですけれども。今山下委員さんの方から言われました定数を3 0にして、2回目以降は26にするというそういうふうな逆でもいいんじゃないか という意見がありましたが、その点につきましても、当委員会におきましていろい ろ議論しました。

この合併協議会が新しい市に対する拘束力と言いますか、力関係ですけれども、 議会の議員の定数は議会において決定するわけですから、我々のこの協議会で定数 が決り、その後新市の議会においてその議員さんらが定数を変えることは十分考え られます。減らしていく方向でもっていく、財政的な面からもそれは当然そう考え られますが、まず30人からスタートして、じゃ何年たっていったら大体な適正的 な数字になるんだろうかとか、そういう意見等も出てまいりまして、だったら、ま ずもって定数をまず決めようと、この部分については新しい市の議会議員さんもこ の合併協議会の決定事項を尊重していただけるであろうと、そういうことで定数を 決めて、1回目だけは動乱という形の中で合併をするという特別な場合ということ で、それを考慮して30人と。逆の方法をあえてとらなかった理由というか、文言 的にそうなったのは、そういう意見等も踏まえてのことであります。以上です。

議長(会長 服 部 一) 宇田委員

桃山町の宇田と言います。

他に。どうぞ。

こういう問題については、ずぶの素人で一市民として感じることなんですが、議 員定数という議員の多いということは少数意見もある程度反映できるという僕は利 点もあると思うんです。ただ、原委員さんがおっしゃるように、財政問題という点 から考えれば、やはり議員定数というのは少ないにこしたことはないと。ただ、財 政問題ということになれば、議員の定数だけではなしに、議員報酬という問題もか らんでくるのではないかと。だからそういう問題が将来的にやはり考えた中で、い かに財政的に改革をしていくかということが大事ではないかと、私はこういうふう

に思います。

### 議長(会長 服

他にございませんか。

部 一)

ないようでしたら、一応これで質問を打ち切らせていただいてよろしゅうござい ますか。

(「異議なし。」の声あり。)

先ほど、原委員さんからのいろいろなご意見の中で、会議の進め方についてのお話がございました。ひとつ今後心して進めたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。

では、お諮りをしたいと思います。

ただいまの提案しております「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」 は、調整方針(案)どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

### 議長(会長 服 部 一)

では、調整方針どおり確認されました。

ここで、皆さん方にお諮りしたいと思います。ただいま協議第6号の1「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ご確認をいただきましたことから、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の任務は終了いたしました。このことにより、本小委員会を解散するということについてご審議いただきたいと思います。

委員長からも申されておりましたように、任務が終了したということでございます。小委員会を解散することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

#### 議長(会長 服

異議なしと認めます。

部 一)

よって、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会は、本日をもってすべての 任務を終了し、解散することが確認されました。大変ご苦労さまでございました。 ここで委員長よりご挨拶をお願いします。

榎本委員長

小委員会解散に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月30日の第1回合併協議会で私たち小委員会に付託されました議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、各委員が重要な協定項目であるとの認識のもと、活発な意見交換、協議を重ね、本日、協議結果の報告をさせていただきました。それに基づく調整方針(案)を早速協議会においてご審議・ご確認をいただきありがとうございました。これも小委員会の委員の皆様はもとより、協議会の委員、各関係各位のご理解、ご協力の賜物と深く感謝しております。

最後に、委員長としての重責を果たすことができましたことを重ねて御礼を申し 上げ、簡単ではございますが挨拶といたします。

ありがとうございました。

# 議長(会長 服部 一)

ただいま、榎本委員長より小委員会を解散するに当たり丁重なご挨拶をいただきました。榎本委員長をはじめ、小委員会の委員の皆様には重要かつ困難な項目を協議・調整するに当り、大変なご苦労をいただき、めでたくその役割を成し遂げていただいたことに心よりお礼を申し上げます。

長期間に渡りご苦労さまでございました。

それでは、次に進ませていただきます。

協議第18号の1「国民健康保険事業の取扱いについて」は、第5回協議会において提案させていただいておりますが、調整方針(案)について再度事務局から説明を願います。

事務局(次長

協議第18号の1「国民健康保険事業の取扱いについて」の調整方針(案)をご説

#### 奥谷敏夫)

明いたします。

会議資料8ページをお開きください。

まず、国民健康保険税の調整方針(案)については、

税率に、合併の属する年度は不均一賦課とし、翌年度から統一をいたします。 課税限度額、軽減制度については、現行どおりとし、新市に引き継ぎます。 納期については、那賀町の例によるとしております。

集合徴収については、新市において実施しないとしております。

国民健康保健事業の調整方針(案)につきましては、

出産育児一時金、葬祭費については現行どおり新市に引き継ぎ、出産育児一 時金貸付制度については、新市において検討をいたします。

国民健康保険運営協議会については、合併時に統合いたします。

診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものといたします。

人間ドック・脳ドックについては、新市において実施をいたします。

高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰につ いては、合併時に廃止するとなっております。

以上でございます。

議長(会長 服 部 一)

ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問なりご意見ございませんか。

東委員

この大きな(1)の ですね、納期につきましては那賀町の例によるというのが ございます。後のページ等を見てみますと、次の9ページ、介護保健事業につきま しても大きな(1)の 、納期は、今度は桃山町及び貴志川町を例とすると。それ から、さらにはそのページの大きな(3)の、サービス等の額の特例は粉河町の 例をもとにするというようなことで、それぞれの町の例に従ってということが出て くるわけですね。で、お聞きしたいのは、こういう各町の例によるということは、 その町の例が一番適当だからこういうことになっているのか。あるいはこの際各町、 均衡を保つ意味でそれぞれの町の例を取り上げておこうというそういう配慮なの か、その辺をちょっと次のページのことも含めてお聞きをしたいとそのように思い ます。

議長(会長 服 部 一)

東委員さんの質問に対して、事務局。

事務局(調整課 長 狭間秋友)

調整課です。ただいまの質問の中で調整方針(案)の調整方法の中での文言としま して、何々町の例によるということで、他にもいろいろな部分で出てきております。

で、この表現方法なんですが、基本的にはその町がいいとか悪いとかという話で はございません。調整方針の中で十分協議した中で最終的にその町で行ってきた部 分についてそのとおり調整方針が出たという形の中で、表現方法としてそこの町で の方針案とするという形をとらせていただいております。

議長(会長 服 部 一)

東委員

どうですか、それでいけますか。わかりましたですか。

それぞれの町のやり方が違っていて、その中でここで取り上げられている町のや り方が一番適当だということでこういうことになっているのか。それとも同じよう な決め方なんだけれども、一応ここでは那賀町にしておこうとか、この件について は桃山町にしておこうとかというそういう配慮なのかということを聞きたいので。 それはどちらですかということです。

事務局(調整課

調整の中で決った内容がそこの町の部分になったと、方法になったということで

長 狭間秋友)

議長(会長 服部 一)

事務局(調整課長 狭間秋友) 議長(会長 服部 一) ご理解いただきたいと思います。

それでいいですか。

ただいまの質問の部分ですが、前者の方、その内容について適当であったという ことで、そういう形をとらせていただいております。

いいですか。他に。

別にないようですので、この協議第18号の1の「国民健康保険事業の取扱いについて」は異議なしでございますか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長(会長 服部 一)

ご異議なしと認めます。

よって、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認をされました。

次に、協議第19号の1「介護保険事業の取扱いについて」も、前回の協議会において提案させていただいております。調整方針(案)について再度事務局より説明を願います。

事 務 局 (次 長 奥谷敏夫) 協議第19号の1「介護保険事業の取扱いについて」の調整方針(案)をご説明いたします。9ページをご覧ください。

まず、介護保険料の調整方針(案)といたしましては、

介護保険料は平成17年度までは現行のとおり新市に引き継ぎ、不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一をいたします。

普通徴収にかかる納期については、桃山町及び貴志川町の例によるものといたします。

徴収猶予及び減免基準は、現行のとおりといたします。

介護保険事業計画、介護保険運営委員会及び介護認定審査会についての調整方針 (案)といたしましては、

介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一をいたします。

介護保険運営協議会については、新市において設置いたします。

介護認定審査会については、審査会を構成する関係町において調整をいたします。

次に、利用者負担の軽減等の調整方針(案)といたしましては、

居宅介護サービス費等の額の特例については、新市において粉河町の例を基 に調整をいたします。

介護保険低所得者利用者負担対策事業については、新市において国の制度に 基づき調整をいたします。

社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、粉河町及び桃山町の例により統一をするという調整方針(案)でございます。

以上です。

議長(会長 服 部 一) ただいまの事務局の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。 ないようでございますので、この件についてご異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長(会長 服部 一)

異議なしと認めます。

よって、「介護保険事業取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認をされました。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

次に、協議第20号の1「消防団の取扱いについて」も、前回の協議会において 提案させていただいております調整方針(案)について、再度事務局より説明願いま す。

会議資料10ページをご覧ください。消防団の取扱いの調整方針(案)をご説明いたします。

- (1)消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な 運用を図るため、連合消防団を組織いたします。このことにより、市において 複数の消防団が存在いたしますが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割 を担う連合消防団長を5町の団長の中から指名をいたします。
- (2)消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぎます。ただし、 打田町及び貴志川町の役場機動隊は廃止をいたします。
- (3)消防団の行事及び施策については、新市において調整をいたします。
- (4)消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整をいたします。
- (5)消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐも のといたします。
- (6)消防団退職報償金については、現行のとおりとする調整方針(案)でございます。

以上です。

議長(会長 服 部 一) ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長(会長 服 部 一) 異議なしということでございます。

消防団の取扱いについては、ご異議なしと認めます。よって、「消防団の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。

次に、協議第21号の1「行政区の取扱いについて」も、前回の協議において提案させていただいておりますので、再度調整(案)について説明を願います。

事務局(次長 奥谷敏夫) 11ページをお開きください。「行政区の取扱いについて」の調整方針(案)をご説明申し上げます。

- (1)行政区(自治組織)については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎます。
- (2)行政区(自治組織)の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいも のについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合 併時までに調整に努めます。
- (3)認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- (4)新市における区長等の名称、以来する業務の内容及び委託料等については、 合併時までに調整をし、組織及び役員等については新市において随時調整をす るという調整方針(案)でございます。

以上です。

議長(会長 服部 一)

ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。 ないようでございますので、この21号についてはご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長(会長 服 部 一)

異議なしと認めます。

よって、「行政区の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。 次に、協議第22号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題 として事務局より説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第22号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料13ページをお開きください。

農業委員の失職や農業委員会の設置されない空白期間の発生により総会の開催や現地調査ができず、許認可事務等について住民のサービスの低下を招くため、合併特例法を適用する内容で提案をいたします。

調整方針(案)といたしましては、

- (1)農業委員会については、合併時に統合し、新市に1つの農業委員会を置きます。
- (2)新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律(以下「法律」という。)第7条第1項の規定により30人とし、選任による委員の定数については、法律第12条の定めるところによる。
- (3)法律第10条の2第2項の規定により、選挙区を設定することとし、当分の 間各選挙区の定数は次のとおりといたしますが、新市において状況に応じて選 挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討いたします。

第1選挙区打田町7人、第2選挙区粉河町8人、第3選挙区那賀町5人、第4選挙区桃山町5人、第5選挙区貴志川町5人。

選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順としております。

なお、合併により、委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の 農業委員会に協力員等を設置する。

(4)市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。

適用を受ける選挙による委員は30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、在任期間は合併の日から1年間とするというものであります。

附属資料の1ページから5ページにかけましては、関係法人、先進事例等を掲載 しておりますのでご覧おきください。

以上で、協議第22号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明を終わります。

### 議長(会長 服部 一)

ただいま事務局より説明がございましたが、この件につきましては、次回の協議かにおいてご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、次に協議第23号「一部事務組合等の取扱いについて」議題として事務局より説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第23号「一部事務組等の取扱いついて」ご説明を申し上げます。

一部事務組合とは、事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置し た組合をいいます。

新設合併の場合、合併関係市町村の法人各が消滅するため、廃止、脱退、再加入 及び規約の変更等について協議する必要がございます。

調整方針(案)といたしましては、住民に急激な変化を与えないよう、一部事務組合等の現有施設の有効利用と広域に渡るため関係組合や構成市町村との協議調整が必要なことを考慮して提案をいたします。

会議資料の15ページをお開きください。 1から 13までの一部事務組合については、5町全町あるいは一部の町が加入している一部事務組合を掲載しており

ます。調整方針(案)といたしましては、

- (1)那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設 組合を除く一部事務組合については、合併の前日をもって当該一部事務組合を 脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入するというものでご ざいます。
- (2)那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、 合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぎます。
- (3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併 の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の 職員として身分を引き継ぐものといたします。
- (4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事 務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該 一部事務組合に加入するというものでございます。

16、17ページには、各一部事務組合の構成団体、目的、議員定数等を掲載し ておりますのでご覧おきください。

議長(会長 服 部 一)

以上で、協議第23号「一部事務組合等の取扱いについて」の説明を終わります。 事務局より説明がございました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。

少し教えていただきたいと思います。

榎本委員

貴志川桃山清掃施設組合の件なんですけれども、現在この組合で持っている焼却 施設は停止というのですか、使われていないと思われます。この施設の建物、まだ 残っていると思うんですけれども、これも財産なんでしょうか。敷地もまた少し教 えていただきたいと思います。

事務局(調整課 長 狭間秋友)

お答えします。

貴志川桃山清掃組合の施設につきましては、現在休止している部分、それから施 設等については組合の所有ということでございます。それについては新市へ引き継 ぐというものでございます。

議長(会長服 部 一)

土地は。

事務局(調整課 長 狭間秋友)

土地、施設ともでございます。

事務局(調整課 長 狭間秋友) 議長(会長 服 部 一)

焼却の部分は組合、それから不燃の部分が貴志川町です。

山下委員

どうですか。よろしいですか。

議長(会長 服

一つ質問。これはまだ私も研究が足らんのであれですが、消防組合とか病院とか 一部組合の新市の移行なんですが、これは岩出町と組合を構成している関係で、現 在の一部組合の議会の議決か何かいらないんでしょうか。これはただそのまま移行 できるんですか。

部 一)

今の質問に対して事務局。

事務局(調整課|

この一部事務組合につきましては、方針案でいきますと今後も組合として存続し

お答えします。

長 狭間秋友)

ていくということなんですが。で、この合併の議決を得た後、一部事務組合との協議を行いまして、議会で組合からの脱退の議決を行い、その後、協議を行っていくということで、現在方針をいただいた中でこの合併に議決をいただいた後、その部分については議題に図って協議をしていくということでございます。

山下委員

それはわかりますが、諮って協議よりも、相手が岩出町になりますから、岩出町も議員が出ているし、この同意とか議決とかそれだけ確認をはっきり。協議、相談だけでいくのかどうか。以上、ちょっと確認しておいていただければ。別に次は議会なり協議会が開かれるまで時間がありますから、それだけちょっと疑問点を一つ相談しておいてください。要望だけですこれは。

議長(会長 服 部 一) 根来委員 他にございませんか。

これは新市になってからお決めいただいたらいいことだと思うんですけれども。 実はこの内6番の組合で挙がっております那賀郡広域事務組合でございますが、 介護認定の設置及び運営に関する事務というのがあるわけで、先ほど確認をされま した9ページにあります介護保険事業の取扱いのページでありますが、これの(2) ので介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整するということ になっているわけで、近くに調整されると思うんですけれども、私の意見を申し上 げますと、介護認定審査会は、新市ということになれば一部事務組合を構成する必 要がないのじゃないかと。人口5万の岩出町さん、人口7万人の新市だけで審査は できるわけで、このことに関してはもう廃止をすべきではないかというふうに思い ます。

ただ、病院群輪番制が残りますので、例えばこれをもういっぺん那賀病院にひっつけるとかそういう方法があると思うので、そういうことを調整をしていただければ。これは新市ができてからでいいと思うんですけれども。ちょっと心に止めておいていただきたいなと、そういうふうに思います。意見を申し上げておきます。以上です。

議長(会長 服 部 一) 事務局、考え方いいですか。

事務局(調整課長 狭間秋友)

那賀郡で幾つか一部事務組合が組織ありますが、合併して新しい市になって岩出との2市になりますが、事前の方向では組合を続けていくということですが、今ご意見がありましたように、今後においてそういう部分を十分検討した中で方向を出していきたいなと、そういうふうな調整方法をしていきたいなと思います。

議長(会長 服 部 一) 河上委員 他にございませんか。

調整方針(案)の4号ですけれども、五色台広域ということで始まっておりますけれども、現在の貴志川町の区域のみ当該一部事務組合に加入するという文章があるんですけれども、この文章を抜いてもいいんじゃないかなという気がするんですけれども、財政面からの問題が発生するんやと、入れておいた方がいいんかなとは思いますけれども。

そうすると、新市ということですから、貴志川町の人以外の人も利用できる可能 性があるのではないでしょうか。以上です。

事務局(調整課長 狭間秋友)

五色台の広域施設組合については、この調整方針案では現在の貴志川町の区域の み加入するという調整(案)ですが、次回の協議会において「環境衛生関係事業の取扱い」ということで、そこでもご説明させていただきますが、現在、貴志川町を除 く4町に火葬場がございますが、合併によってその貴志川町の今までの五色台でお願いしていた部分を、現在の4町の火葬場でお願いしていくということについてはかなり無理があると。そういうことで現在の貴志川町の部分については五色台でそのままお世話になるかと、そういう調整方針でございます。

議長(会長 服 部 一)

河上委員

議長(会長 服

部 一)

事務局(次長 奥谷敏夫)

河上委員どうですか。

はい、わかりました。

他にございませんか。

ないようですので、次に協議第24号の「公共的団体等の取扱いについて」を議題として、事務局より説明願います。

協議第24号「公共的団体等の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料19ページをお開きください。

まずこの表の中で一部訂正をお願いをいたします。区分、福祉の那賀町のところですが、一番上、「那賀町民生児童委員協議会」とございますが、これを「那賀町民生委員児童委員協議会」に、それから貴志川町の「貴志川町民生児童委員連絡協議会」を、「貴志川町民生委員児童委員協議会」にご訂正をお願いいたします。

一般的に言われる公共的団体とは、農業共同組合、森林組合等の共同組合、商工会、消防会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等地域活動団体や社会福祉協議会など公共的活動を営む団体がすべて含まれ、法人、任意は問わないとされております。合併特例法では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課せられております。

また、地方自治法では、地方公共団体の長は区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮、監督することができると規定されております。

調整方針(案)といたしましては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるとし、具体的には、

5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものといたします。

5 町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう 調整に努めるものといたします。

- 独自の団体は、原則として現行どおりとするという調整方針(案)でございま す。

この19ページから22ページには、公共的団体等の一覧表を部門別に掲載しております。

なお、掲載している団体等につきましては、各町がこれらの団体に補助金を支出 しているものを主に掲載しており、国、県等の関係している団体については、省略 をさせていただいております。

また、附属資料の6ページには関係法令、7ページには先進事例による調整内容 を掲載しておりますのでご覧おきください。

次に、会議資料の23ページに戻っていただきたいと存じます。

土地開発公社の取扱いにつきましては、公有地拡大の推進に関する法律の規定によりまして、一市町村、一公社の設置になります。調整方針(案)といたしましては、

打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものといたします。

桃山町土地開発公社については、粉河町土地開発公社に財産を無償譲与し、 合併の前日までに解散するものといたします。

粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とするというものでございます。

この23ページから24ページには、5町の状況を掲載し、附属資料の8ページから10ページには土地開発公社の取扱いに係る参考資料、11ページには関係法令を、また12ページには先進事例による調整内容を掲載しておりますのでご覧おきください。

以上で、協議第24号「公共的団体等の取扱いについて」の説明を終わります。 事務局より説明がございましたが、この件についても次回の協議会においてご審

議長(会長 服部 一)

今の説明に対して、何かご質問、ご意見ございませんか。

議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。

松浦委員

ちょっと質問するんですが、21ページの中にいろいろ各団体が網羅されておりますが、これはここへそういう団体があるから書いておくんだという程度に受け止めてもよろしいでしょうか。早い話、ここに書いていますように、改良区の関係ですが、打田町の紀ノ川用水から貴志川町の貴志川土地改良区、これがずっと書かれておりますが。これ一つは公的な規制を受けて統合する方がええじゃないかというのはやすいのですが、そうなってまいりますと相当な論議が必要だとこう思いますので、新市発足に当たってこういう団体がありますよというぐらいに軽く見といていいんですかどうですか。

議長(会長 服 部 一) 松浦委員さんのご質問、どうぞ。

事務局(調整課長 狭間秋友)

今の改良区の部分についてここに乗せている部分については、改良区共済は事務 所の所在地のある町に入れてございます。

全般的に申し上げますと、先ほどの説明、提案の中でありましたが、一応考え方としましては、強制的に合併によって1つにしてしまおうという部分ではございません。それぞれの団体と事前に協議を行いまして、その中でこれから必要に応じて行政が係わっていく中で各団体において合併、統合に取り組んでいただくと。

たくさんあるこの中で、統合できる部分については統合していく、あるいは独自なそういう団体については、やはり必要に応じて残していかなければならないと。また、そういう同じ団体が各町にあって、それを1つにしていくという行政レベルの中でやっていかなければならない部分、そういう部分がたくさんございます。そういうことで、この団体についてはその団体の中で今後協議をしていただいた中で統合するか1つでいくかというのは判断をしていただく、そういうふうになっていくと考えます。

議長(会長 服部 一)

どうですか。

松浦委員

はい。

議長(会長 服部 一)

他にございませんか。なければしばらく休憩したいと思いますが。ないですか。 ないようですので、10分間ほど休憩をいたします。

> ( 休憩 午後 3 時 1 5 分 ) ( 再開 午後 3 時 2 5 分 )

議長(会長 服

休憩前に引き続き協議を再開いたします。

#### 部 一)

協議第25号「広報広聴関係事業の取扱いについて」を議題として、事務局より 説明願います。

#### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第25号「広報広聴関係事業の取扱いについて」ご説明をいたします。会議資料26ページをお開きください。

新市において地域の現状や施策などの行政情報を市民に提供するための広報誌作 成等の広報広聴関係事業の取扱いについての調整方針(案)といたしまして、

- (1) 広報誌については、合併時に統一し、情報の提供に努めます。
- (2)ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図 ります。
- (3)行政相談については、再編を行い、合併時までに調整するという調整方針(案)でございます。

このページには5町の状況を、附属資料13ページには先進事例における調整内容を掲載しておりますのでご覧おきください。

### 議長(会長 服部 一)

事務局より説明がございました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議いただいて、ご確認いただきたいと思います。

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

ないようでございますので、次に、協議第26号「防災関係事業の取扱いについて」を議題として、事務局から説明願います。

#### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第26号「防災関係事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料28ページをお開きください。

新市施行とともに安全かつ確実な防災体制がとれるよう考慮し、調整方針(案)を 提案いたします。

- (1)防災会議については、合併時に統合いたします。
- (2)地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するもの といたします。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ、 運用いたします。
- (3)消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものと いたします。
- (4)自主防災組織等については、現行どおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については新市において引き続き推進をいたします。
- (5)防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努める ものといたします。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一を いたします。
- (6)水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持 するものとするという調整方針(案)でございます。

この28ページから30ページにかけましては、項目ごとの5町の状況を掲載し、 附属資料の14ページに関係法令を、15ページには先進事例を掲載しております のでご覧おきください。以上です。

# 議長(会長 服部 一)

事務局より説明がございました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。

ただいまの説明に対して、質問、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、次に、協議第27号「保育事業の取扱いについて」 を議題として説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第27号「保育事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料3 2ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

(1)保育料については、国の徴収基準額の80%、5町平均を基本として調整を いたします。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例によるものといたしま す。

次に33ページをご覧ください。保育所、保育園の設置状況を掲載しております。 調整方針(案)2番目として、保育所、保育園の設置状況について、公立保育所は 現行どおり新市に引き継ぎます。

同じページの下段には、へき地保育所事業を掲載しておりますが、この(3)へき地保育事業及び35ページの広域入所制度については、現行どおり新市に引き継ぎます。

次に34ページに戻っていただきまして、(4)公立保育所で実施する障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育促進事業及び一時保育促進事業については、現行どおり新市に引き継ぐものといたします。なお、一時保育促進事業の利用料金については、補助基準額に基づき調整をいたします。

(5)地域子育て支援センター事業について、名手保育所及び安楽川保育所は、新市において実施する方向で調整をいたします。

次に35ページをご覧ください。

- (6)民間保育所運営補助金については、合併の日の属する年度は旧町の例による ものとし、翌年度以降については新市において速やかに補助要綱を策定いたし ます。
- (7) 幼児教育振興運営事業については、合併時廃止いたします。
- (8)保護者会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整をいたします。また、保護者会への補助金については、合併時に廃止いたします。
- (9)休職については、現行どおり自園方式で実施をしてまいります。

なお、附属資料の16ページには先進地の事例を、また、17ページには5町の 状況を掲載しておりますのでご覧おきください。以上です。

### 議長(会長 服部 一)

事務局より説明がございました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。

今の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

ないようでございますので、次に協議第28号「高齢者福祉事業の取扱いについて」を議題として事務局より説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第28号「高齢者福祉事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料37ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

- (1)高齢者保健福祉計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、 平成18年度に統一をいたします。
- (2)介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業をもとに調整し、新市においても引き続き実施いたします。
- (3)住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームにつ

いては、合併時に廃止いたします。

- (4)敬老会については、対象者を統一し、新市においても引き続き実施いたしま す。
- (5)敬老祝金等の支給については、制度を再編し、新市においても引き続き実施 いたします。
- (6)国及び県の制度に基づき、5町すべてが実施している事業については、新市 においても引き続き実施いたします。
- (7)重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施いたします。

この37ページから44ページにかけましては、項目ごとの5町の状況及び調整の具体的内容を掲載し、附属資料の18ページには先進事例を掲載しておりますのでご参照ください。以上です。

### 議長(会長 服 部 一)

事務局より説明がございました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。

今の説明に対してご質問、ご意見ございませんか。

ないようですので、次に協議第29号「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題として、事務局から説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第29号「障害者福祉事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料46ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

- (1)障害者基本計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成 18年度に統一し、策定をいたします。
- (2)同ページの障害者訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止をい たします。

次に47ページをご覧ください。

(3)福祉タクシーについては、新市において対象者は那賀町の例によるものとし、 利用券の交付等については、タクシー券20枚または燃料券5リットル10枚 といたします。

次に48ページをご覧ください。

- (4)障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりといたします。 49ページをご覧ください。
- (5)難病患者日常生活用具給付事業については、粉河町の例により、新市において実施いたします。

次に50ページです。

(6)難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施をいたします。

次に51ページです。

(7)国及び県の制度に基づく事業については、新市においても引き続き実施をいたします。

次に52、53ページをご覧ください。

- (8) 身体障害者医療費の助成については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例によるものとし、支払申請期限は打田町の例によるものといたします。
- (9) 重度障害者等医療費の助成、それから54ページの更生医療の給付及び55

ページの育成医療の給付については、新市においても引き続き実施をいたします。

附属資料の19ページには、先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 以上です。

#### 議長(会長 服 部 一)

事務局から説明がございました。この件につきましても、次回の協議会におきましてご審議をいただき確認をいただきたいと思います。

ただいまの説明に対してご質問なりご意見ございませんか。ないですか。

ないようですので、次に協議第30号「児童福祉事業の取扱いについて」を議題 として事務局から説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第30号「児童福祉事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料57ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

- (1)法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものといた します。
- (2)58ページのひとり親家庭と児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品 の贈呈については、新市においても引き続き実施をいたします。
- (3)59ページの児童館については、現行のとおり新市に引き継ぎます。なお、 児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行どおりとし、新市におい て随時調整をいたします。
- (4)60ページの学童保育については、新市においても引き続き実施するものと し、運営方法等については随時調整をいたします。

次に61ページをご覧ください。

- (5)交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止 をいたします。
- (6)62ページのひとり親家庭医療費の補助及び63ページの乳幼児医療の助成 については、新市においても引き続き実施をいたします。
- (7)国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぎます。

附属資料の20ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 以上です。

### 議長(会長 服 部 一)

事務局の説明が終わりました。この件につきましても、次回の協議会においてご 審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。

今の説明に対して何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

ないようでございますので、次に協議第31号「社会福祉事業の取扱いについて」 を議題として、事務局から説明願います。

# 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第31号「社会福祉事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料65ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

- (1)生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施をいたします。
- (2)民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものといたします。
- (3)民生委員推薦会は、新市において新たに組織をいたします。

次に66ページをご覧ください。

- (4)災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び67ページの海外援護資金の貸付に ついては、法に基づき、新市においても実施をいたします。
- (5)68ページの被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施をいたします。
- (6)慰霊塔改修補助については、合併時に廃止をいたします。

次に69ページをご覧ください。

- (7)慰霊祭は委託事業として新市において実施をいたします。
- (8)原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施を いたします。
- (9)生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に 廃止をいたします。

附属資料の21ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 以上です。

#### 議長(会長 服 部 一)

事務局から説明が終わりました。この件につきましても、次回の協議会において ご審議をいただきましてご確認いただきたいと思います。

今の説明に対して質問、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、次に協議第32号「健康づくり事業の取扱いについて」を議題として事務局から説明を願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第32号「健康づくり事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議 資料の71ページ、72ページをご覧ください。

調整方針(案)といたしましては、

(1)各種検診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から実施内容、方法等の統一を図り、実施をいたします。

次に、73ページをお開きください。

- (2)各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を生かし、住民の健康保 持と増進のため、実施内容、方法等を検討し、実施をいたします。
- (3)健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織をいたします。
- (4)健康づくり推進員及び母子保健推進員については、新市において新たに推進 員を設置いたします。
- (5) 74ページの健康まつりは、合併時に廃止をいたします。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進いたします。

附属資料の22ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 以上です。

### 議長(会長 服 部 一)

事務局から説明が終わりました。この件につきましても、次回の協議会でご審議 をいただいてご確認をいただきたいと思います。

説明に対して何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

ないようでございますので、次に協議第33号「交通・防犯の取扱いについて」 を議題として事務局から説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第33号「交通・防犯の取扱いについて」をご説明申し上げます。

会議資料76ページをお開きください。

調整方針(案)といたしましては、

(1)新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置いたします。また、 交通指導員については、現定数を新市に引き継ぎます。

- (2)交通安全策定会議は、新市において設置し、交通安全計画を策定いたします。 なお、新計画策定までの間は、現在の計画を引き続き運用いたします。
  - 77ページをご覧ください。
- (3)交通安全推進協議会及び交通安全母の会は、新市において設立をいたします。
- (4)高齢者交通大学は合併年度をもって終了いたします。ただし、新市において は年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進いたします。
- (5)チャイルドシート貸し出し事業は新市へ引き継ぎます。

次に78ページをお開きください。

- (6)生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として 新市において設立をいたします。
- (7) 防犯灯設置補助金は貴志川町の例により補助をいたします。

附属資料の23ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 以上です。

#### 議長(会長 服 部 一)

事務局の説明が終わりました。この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただきご確認をいただきたいと思います。

説明に対してご質問、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、次に協議第34号「人権施策の取扱いについて」を 議題として、事務局より説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

協議第34号「人権施策の取扱いについて」ご説明を申し上げます。会議資料8 0ページをお開きください。

調整方針(案)といたしまして、

- (1)人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものといたします。
- (2)人権啓発市町村事業につきましては、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画 は新市において策定をいたします。
  - 81ページをご覧ください。
- (3)人権教育・啓発基本計画については、新市において策定をいたします。
- (4)人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に仮称でありますが、 新市人権推進委員会として再編をいたします。

次に82ページをお開きください。

- (5)差別事象処理組織については、合併時に再編をいたします。
- (6)住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐも のといたします。

附属資料の24ページには、先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。 事務局から説明が終わりました。この件につきましても次回の協議会においてご 審議をいただきまして、ご確認をいただきたいと思います。

### 議長(会長 服 部 一)

何か質問、ご意見ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

ないようですので、次に、会議次第5の「次回協議会の開催について」議題として事務局から説明願います。

### 事務局(次長 奥谷敏夫)

会議資料の83ページをお開きください。

第7回協議会につきましては、9月30日木曜日午後1時30分より、那賀町総合センターにおいて開催いたしたいと存じます。以上です。

### 議長(会長 服部 一)

事務局より次回の開催日の説明がございました。次回第7回合併協議会は、9月 30日木曜日、午後1時30分より那賀町総合センターにおいて開催をいたします。 次に、会議次第の6になりますけれども、「その他」ということで、委員の皆様方、 事務局から何かございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして第6回協議会を閉会させていただ きます。

閉会に当たりまして、大森副会長よりご挨拶をいたします。

### 副会長(大森道夫)

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は新市の議員定数の問題をはじめ、協議事項19点につきまして慎重にご協議をいただきまして本当にありがとうございました。

次回の9月30日にはひとつよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

### 議長(会長 服 部 一)

どうもご苦労さまでございました。

傍聴の皆さん、ご苦労さまでございました。

( 閉会 午後 3時49分 )

### 那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員